

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

- 一 航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、航空法第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者が納付すべき手数料の額を定めるものとする。
- 二 この政令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。